

学校法人研伸学園 一宮研伸大学 ガバナンス・コード遵守状況の点検結果

学校法人研伸学園 一宮研伸大学は、建学の精神に基づく、私立大学としての使命を果たしていくために、また、教職員はその使命を具現化する存在であるために、日本私立大学協会の制定した「私立大学版ガバナンス・コード」を規範に、「一宮研伸大学 ガバナンス・コード」を令和4年9月に策定しました。この度、その遵守状況について点検しましたので、結果を公表します。

令和5年7月

第1章 私立大学の自主性・自律性(特色ある運営)の尊重

遵守項目	遵守状況
I-1 建学の精神	遵守している。 建学の精神・理念、建学の精神に基づく人材像については、大学ホームページ、大学案内等で広く社会に公表している。
I-2 教育と研究の目的 (私立大学の使命)	遵守している。 (1)建学の精神・理念に基づく教育目的等について、大学ホームページ、大学案内等で広く社会に公表している。 (2)中長期的な計画の策定と実現に必要な取組みについて、内部質保証推進会議等で進捗状況を検証している。 (3)私立大学の社会的責任等について、「一宮研伸大学における障がい学生支援に関する基本方針」を令和5年4月に策定し、公表している。

第2章 安定性・継続性(学校法人運営の基本)

遵守項目	遵守状況
2-1 理事会	遵守している。 寄附行為の定めにより、理事会は適切に運営されている。
2-2 理事	遵守している。 寄附行為の定めにより、理事の責務が明確化され、寄附行為及び法令を遵守して職責を果たしている。
2-3 監事	遵守している。 寄附行為の定めにより、監事の責務が明確化され、監事監査規程・監査計画に則り職責を果たしている。
2-4 評議員会	遵守している。 寄附行為の定めにより、諮問機関としての役割を果たしており、評議員会は適切に議事運営を行っている。
2-5 評議員	遵守している。 寄附行為の定めにより、適切に選任され、評議員の職責を果たしている。

第3章 教学ガバナンス(権限・役割の明確化)

遵守項目	遵守状況
3-1 学長	<p>遵守している。</p> <p>大学の最高意思決定機関である大学運営会議の議長を務め,リーダーシップを発揮し,学長の責務を果たしている。</p>
3-2 教授会	<p>遵守している。</p> <p>教授会規程の定めにより,教育研究の重要事項を審議している。</p>

第4章 公共性・信頼性(ステークホルダーとの関係)

遵守項目	遵守状況
4-1 学生に対して	<p>遵守している。</p> <p>建学の精神,大学の理念,教育目的等に基づき,3つの方針(ディプロマ・ポリシー,カリキュラム・ポリシー,アドミッション・ポリシー)を明確にし公表している。</p>
4-2 教職員等に対して	<p>遵守している。</p> <p>(1)教職協働について,各種委員会等の委員として職員が参画し,教職協働で教学運営を行っている。</p> <p>(2)ユニバーシティ・デベロップメントについて,FD・SD 委員会を中心に,計画的な取組みを推進している。</p>
4-3 社会に対して	<p>遵守している。</p> <p>(1)認証評価及び自己点検・評価について,毎年度,自己点検・評価活動を全学的に取り組んでおり,令和5年度に日本高等教育評価機構の認証評価を受審する。</p> <p>(2)社会貢献・地域貢献について,令和3年6月に設置した「看護地域創成研修センター」において,地域創成に向けた看護学の教育・研究・地域連携に取り組んでいる。</p>
4-4 危機管理及び法令遵守	<p>遵守している。</p> <p>(1)危機管理のための体制整備について,危機管理対策会議において,大規模災害対策,防災対策,新興感染症対策,BCP に関する審議体制を整備している。</p> <p>(2)法令遵守のための体制整備について,教職員は就業規則等に則り,コンプライアンスを遵守して職務に取り組んでいる。</p>

第5章 透明性の確保(情報公開)

遵守項目	遵守状況
5-1 情報公開の充実	<p>遵守している。</p> <p>学校教育法施行規則,情報公開に関する規程等に則り,大学ホームページで各種情報を公表している。</p>